

# 川崎市共済規程第1号

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程を  
ここに公告する。

令和8年1月14日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程（平成6年12月21日  
共済規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の「年0.35パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

第11条の「、住所、電話番号」を削る。

様式第10号の「理事長」を削る。

附 則（令和8年1月14日共済規程第1号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。